

重要事項説明書

(医療保険)

利用者： _____ 様

事業者：こすもす訪問看護ステーション

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	こすもす訪問看護ステーション
所在地	札幌市中央区南16条西19丁目1-32
連絡先	011-522-8123
管理者名	山下 貴子
サービス種類	(介護予防) 訪問看護
介護保険指定番号	0160190385号
サービス提供地域	札幌市中央区

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前9:00 ~ 午後18:00
土日曜日	午前9:00 ~ 午後18:00
定休日	電話等により24時間連絡をとれる体制にしています。 年末年始、大型連休の通常訪問看護は休業となります。

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
看護師	看護師(管理者兼務)	2名	名	2名
看護師	准看護師	名	2名	2名
理学療法士		名	名	名
作業療法士		名	名	名
言語聴覚士		名	名	名

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 011-522-8123

担当者: 山下 貴子

受付時間: 午前10:00~午後5:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については下記機関でも受け付けております。

北海道国民健康保険団体連合会	011-231-5161
北海道高齢者総合センター	011-251-2525
北海道立消費生活センター	011-271-0999

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 利用料金

(1) 利用料金

【別紙】訪問看護（医療保険）料金表の通り。利用されたサービスより医療保険証の一部負担金割合によりご負担いただきます。

(2) 医療保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

		円
--	--	---

(3) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

実施地域を超えた時点から、片道 10km未満	550円
実施地域を超えた時点から、片道 10km以上	1,100円

(4) キャンセル料金

①ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。
キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月末日までに請求しますので、翌々月の3日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の30日までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・利用者が医療機関または介護保険施設等に入所した場合
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

7 事故発生時の対応

- ① 事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な処置を講じます。
- ② 当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をする。
- ③ 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、事業者が故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- ④ 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

【別紙】

訪問看護（医療保険）料金表

(1) 訪問看護基本療養費

		I. 患者宅個別	II. 同一建物居住者	
			同一日に2人	同一日に3人以上
看護師による場合	週3回まで	5,550円	5,550円	2,780円
	週4日以降	6,550円	6,550円	3,280円
准看護師による場合	週3回まで	5,050円	5,050円	2,530円
	週4日以降	6,050円	6,050円	3,030円
訪問看護基本療養費(Ⅲ) (入院中の外泊時の訪問)	入院中1回に限り8,500円			

※医療保険における訪問看護は、原則1日1回（1回の訪問は最大90分）で週3回までとなっています。ただし、病名や介護保険利用者による急性増悪で、特別指示書の期間は、複数回訪問が可能となります。
※利用されたサービスにより、医療保険証の一部負担金割合によりご負担いただきます。

(2) 訪問看護管理療養費

月の初日	2回目以降(1日につき)
7,440円	3,000円

(3) 各種加算

ターミナルケア療養費1	25,000円
ターミナルケア療養費2	10,000円
長時間訪問看護加算	5,200円
夜間・早朝訪問看護加算 (18:00~22:00) (6:00~8:00)	2,100円
深夜訪問看護加算 (22:00~6:00)	4,200円
複数名訪問加算	看護師 4,500円 (週1回に限り) 准看護師の場合 3,800円 (週1回に限り) 看護補助者の場合 3,000円 (週3回まで)
難病等複数回訪問加算	1日2回訪問した場合 4,500円 1日3回以上訪問した場合 8,000円
退院時共同指導加算	8,000円
特別管理指導加算	2,000円
退院支援指導加算	6,000円
24時間対応体制加算	6,400円
緊急訪問看護加算	2,650円
在宅患者連携指導加算	3,000円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000円